

下野市長選挙

投票日は2月12日(日) 午前7時～午後8時

下野市長選挙は2月12日

(日)が投票日です。下野市のまちづくりを託す代表者を選出する大切な選挙です。

下野市はあなたの一票から始まります。必ず投票に行きましょう。

■入場券を忘れずに

入場券は、はがきで1人に1枚ずつ郵送しますので、忘れずに持参してください。なお、お手元に届かない場合は選挙管理委員会までお問い合わせください。

■投票できる人

○年齢要件

昭和61年2月13日までに生まれた人

○転入要件

平成17年11月4日までに転入の届出をし、引き続き下野市に在住する人

○転出要件

投票日当日までに転出された場合は、その時点で選挙権を失いますのでご注意ください。

は次のとおりです。

○投票期間・時間

2月6日(月)から2月11日(土)までの、午前8時30分から午後8時まで

○場所

- ・国分寺公民館1階
- ・石橋庁舎1階
- ・南河内庁舎別館会議室

○持参するもの

入場券がお手元に届いていない方はお持ちください。期日前投票は3施設どこでも投票することができます。

(注)投票日当日は、投票所入場券に記載された投票所で投票することになります。

■期日前投票制度

投票日当日、仕事やレジャー、旅行などで投票ができない人は期日前投票ができます。期日前投票の時間、場所等

■不在者投票制度

○他の市町村での不在者投票票
仕事などの都合により滞在先の選挙管理委員会では不在者投票をされる方は、下野市選

挙管理委員会までお問い合わせください。

○病院、老人ホーム等の指定施設での不在者投票

栃木県選挙管理委員会から指定を受けている病院、老人ホーム等に入院または入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。この場合は、施設管理者に不在者投票を希望する旨を申し出てください。

○郵便による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方で、一定基準以上の障害があると認められる場合、あるいは介護保険法による要介護者で区分が「要介護度5」である場合などは、郵便等による不在者投票ができます。さらに身体障害者手帳、戦傷病者手帳を受けている方で、一定基準以上の障害があると認められている場合には、代理記載制度もあります。これら郵便等による不在者投票をする場合には、あらかじめ下野市選挙管理委員会が交付する「郵便投票証明書」が必要になりますので、お早めに選挙管理委員会までご連絡ください。

■選挙公報について

候補者の政見等を掲載した選挙公報が発行されます。この公報は2月8日(水)に新聞折込みで配布されるほか、市役所、公民館等の窓口にも用意してありますのでお受け取りください。

■開票について

開票は、2月12日(日)の午後9時から石橋体育センターで行います。

○問い合わせ先

下野市選挙管理委員会
☎0285(40)5562

お詫びと訂正

1月12日の新聞折込で配布いたしました下野市長選挙のお知らせの中に、次のとおり誤りがありました。訂正しておわびいたします。

お知らせ表面の右側上段部の「投票できる人」の欄中
(誤) 平成18年11月4日以前に
転入の届出をし...
(正) 平成17年11月4日以前に
転入の届出をし...